

競技者規定の変更について（訂正版）

現 行	改 訂
<p data-bbox="145 316 383 344">地方連盟への登録</p> <p data-bbox="51 365 141 394">第4条</p> <p data-bbox="82 414 965 544">競技会に出場しようとするチーム（男子・女子・男女混合）及び競技者は、チームが所属する各都道府県連盟（以下「地方連盟」という。）に登録しなければならない。</p> <p data-bbox="145 612 286 641">登録手続き</p> <p data-bbox="51 662 141 691">第6条</p> <p data-bbox="145 711 947 740">チーム及び競技者の地方連盟への登録は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="98 761 1008 1434">(1) 登録しようとするチームは、代表者（以下「申請者」という。）を定め申請者は地方連盟に対しチームに所属する競技者全員分を一括して所定の競技者登録申請書（様式Ⅰ）に必要事項を記入の上、申請しなければならない。登録に当たっては、チーム名も合わせて申請しなければならない。連盟が定める登録料は、3月31日までに地方連盟に登録の申請をしたチームは、4月1日から4月30日の間に納めなければならない。4月1日以降、新規に登録しようとするチームは、登録の申請と登録料の納入を同時に行うものとする。</p> <p data-bbox="98 1206 1008 1335">(2) 地方連盟は申請のあった競技者登録申請書を審査し連盟に提出するものとする。申請者が納めた登録料は4月1日以降に連盟に納める。</p> <p data-bbox="98 1356 313 1385">(3) 従来通り</p> <p data-bbox="98 1406 313 1434">(4) 従来通り</p>	<p data-bbox="1171 316 1408 344">地方連盟への登録</p> <p data-bbox="1099 365 1189 394">第4条</p> <p data-bbox="1153 414 2063 544">競技会に出場しようとするチーム（男子・女子・男女混合）及び競技者は、それぞれ以下の規定により各都道府県連盟（以下「地方連盟」という。）に登録しなければならない。</p> <p data-bbox="1153 612 1294 641">登録手続き</p> <p data-bbox="1099 662 1189 691">第6条</p> <p data-bbox="1189 711 1991 740">チーム及び競技者の地方連盟への登録は次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1162 761 2072 1385">1 登録しようとするチームは、代表者（以下「申請者」という。）を定め地方連盟に対しチーム名及びに所属する競技者全員分を一括して所定のチーム登録申請書（様式Ⅰを代用）に必要事項を記入の上、申請しなければならない。 競技者登録に当たっては、その競技者の居住地・在勤地・在学地の地方連盟に競技者登録申請書（様式Ⅰ）に必要事項を記入の上、申請しなければならない。連盟が定める登録料は3月31日までに地方連盟に登録の申請をした競技者は4月1日以降4月30日の間に納めなければならない。4月1日以降新たに登録しようとする場合は登録申請と登録料の納入を同時に行うものとする。</p> <p data-bbox="1162 1257 2072 1385">2 地方連盟は申請のあった競技者登録申請書を審査し連盟に提出するものとする。申請者が納めた登録料は4月1日以降速やかに連盟に納めるものとする。</p>

(5) 従来通り

チームの所属

第7条

競技者は在住地、又は在勤地若しくは在学地に隣接する都道府県（隣接とは、都道府県境が陸上にある場合をいう。以下同じ）に所在するチームに所属することができる。

- 2 競技者は、同一地方連盟内であれば複数のチームに所属することができるが、登録及び登録料の納入は主に活動する1チームからでよい。ただし、同一競技会の同一クラスにおいて、それぞれのチームから重複して出場することはできない。

所属チームの変更

第8条

競技者は転居、転勤、転入学等の理由により競技者の在住地、在勤地又は在学地が都道府県を越えて移動したときは、移動先の都道府県若しくはそれに隣接する都道府県に所属するチームに変更しなければならない。

- 2 競技者が、在勤地又は在学地に所在するチームに所属していた場合において、退職、卒業、中退等の理由により、その在勤地又は在学地の所属条件を失ったときは、その在住地若しくは在住地に隣接する都道府県に所属するチームに所属を変更することができる。

- 3 従来通り
- 4 従来通り
- 5 従来通り

チームの所属

第7条

競技者は、在住地、在勤地、又は在学地に関わらず、全国いずれかの地方連盟のチームに所属することができる。（複数の地方連盟のチームには重複して登録できない。）

- 2 競技者の登録及び登録料は在住地、在勤地、在学地のみで良いものとする。ただし、同一地方連盟内の同一競技会の同一クラスにおいて、それぞれのチームから重複して出場することはできない。

所属チームの変更

第8条

競技者が所属チームの変更をする場合は、元のチームが登録している地方連盟に対して、登録抹消の手続きを申請しなければならない。その後、新たなチームの所属している地方連盟に登録申請をしなくてはならない。

- 2 所属チームについては、隣接する都道府県の縛りが無くなったのでこの項は抹消する。

以下項番を繰り上げる。

6 従来通り

登録の変更

第9条

前条第1項又は第2項の規定により競技者が所属チームを変更するときは、従前に登録していた地方連盟に対して、現に所属するチームを通じて登録抹消申請書（様式Ⅱ）に基づいて手続きを行うとともに、移動先の地方連盟に対しては新たに加入しようとするチームを通じて競技者登録申請書（様式Ⅰ）により登録（変更）の手続きをしなければならない。登録の変更に当たっては競技普及本部が審査する。

2 従来通り

3 従来通り

登録の変更

第9条

第6条1項の規定により競技者が在住地、在勤地、在学地等の移動があった時は、速やかに、従前に登録していた地方連盟に対して登録抹消申請書（様式Ⅱ）に基づいて手続きを行うと共に、移動先の地方連盟に対して競技者登録申請書（様式Ⅰ）により登録（変更）の手続きをしなければならない。登録の変更に当たっては、競技普及本部が審査する。

2 従来通り

3 従来通り

2020年1月29日 改訂